

地域福祉計画の役割と位置付け

1 計画策定の背景

（地域福祉の概要）

地域福祉とは、わたしたちが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民、法人等の団体、行政などあらゆる主体が手をとり合って、地域生活課題を共有し、その解決に向けて取り組み、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現を目指す考え方です。

（社会の状況）

少子高齢化の進展など社会構造の変化により、わたしたちが暮らしていく上での課題は、複雑化・複合化しています。介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」、高齢の親と無職の子が同居し、親が子の生活を支える「8050問題」、家事や家族の世話をこどもが過剰に担い、学業と生活の両立に困難を抱える「ヤングケアラー」などはその一例です。

（地域福祉計画）

これらの課題に取り組むための指針として、社会福祉法第107条において、市町村は、次に掲げる事項について一体的に定める「地域福祉計画」を策定することとされています。

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（東松山市の状況）

東松山市においても、第一次東松山市地域福祉計画（平成26年度から令和元年度まで）第二次東松山市地域福祉計画（令和2年度から令和6年度まで）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、東洋経済新報社が全国812市区を対象に実施した「住みよさランキング2024」では、東松山市が3年連続4回目の埼玉県第1位になり、「住みたい、働きたい、訪れたい元氣と希望に出会えるまち」として、まちづくりを進めています。

その一方で、前述の地域生活課題の複雑化・複合化と並行して、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症、物価高騰など、わたしたちの暮らしに大きな影響を与える出来事が相次いで起きており、引き続き、地域共生社会の実現を目指した取組が求められています。

（埼玉県の状況）

さらに、埼玉県では、第7期地域福祉支援計画（令和6年度から令和8年度まで）を策定し、次の基本方針の下、市町村の地域福祉の取組を支援しているところです。

- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援
- SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現
- 超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

（国の状況）

また、令和3年4月1日に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法第106条の3において、重層的支援体制整備事業をはじめとする、地域の実情に応じた市町村の包括的な支援体制の整備について、次のような規定が、努力義務として設けられました。

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（まとめ）

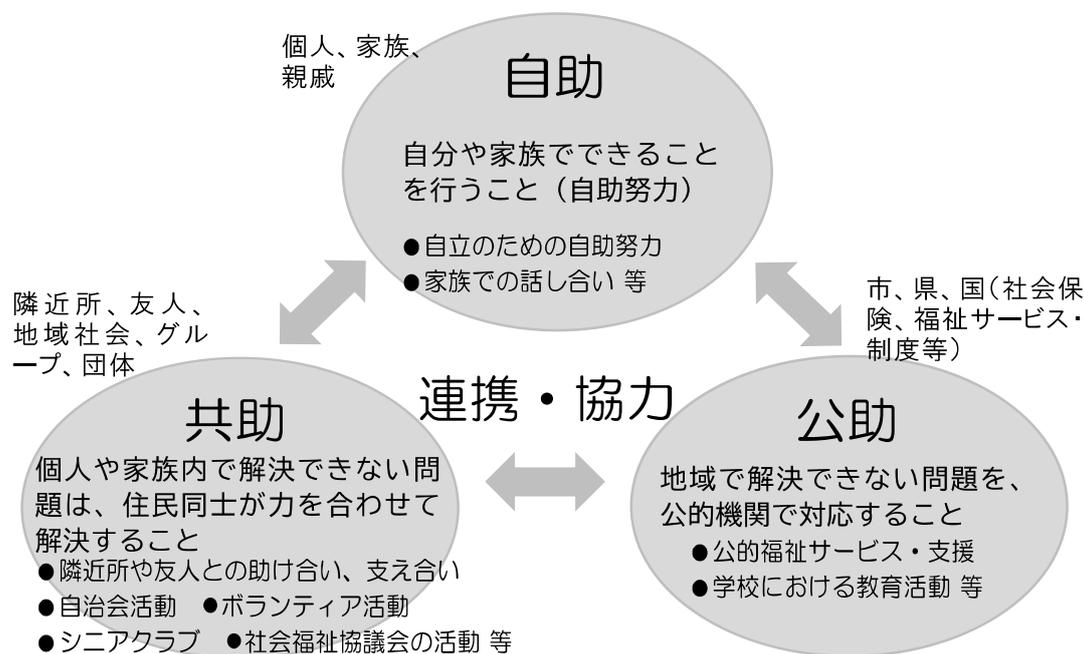
これらの背景から、東松山市では「●●●●」を基本理念に、令和7年度から令和11年度までを実施期間として、第三次地域福祉計画を策定します。

2 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者など、多様な主体が協力し合い、暮らしのあらゆる場面において起こり得る生活課題の解決に取り組んでいくことであり、地域の活性化にも「還元」されていくと考えられています。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助・支え合い（共助）、公的な福祉サービス・支援（公助）が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが必要です。



また、国の社会保障審議会福祉部会では、地域福祉推進の理念及び基本目標が以下のとおり示されています。

地域福祉推進の理念	地域福祉推進の基本目標
(1) 住民参加の必要性 (2) 共に生きる社会づくり (3) 男女共同参画 (4) 福祉文化の創造	(1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加 (2) 利用者主体のサービスの実現 (3) サービスの総合化の確立 (4) 生活関連分野との連携

本計画では、これらの地域福祉推進の理念及び基本目標を踏まえ、地域福祉の取組を通じて、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など多岐にわたるため、本人や世帯を包括的に支えていくことが必要です。

そこで、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援していける地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、平成29年社会福祉法改正では、地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記しています。

また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超越して地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されています。

さらに、令和元年5月には、地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）の設置し、「次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方」「地域共生社会の実現に向け、中長期の視

点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能」等について検討を行った。この検討会の最終とりまとめにおける提言として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。②本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とすべき。③新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある、④国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要があると提言されました。

また、この提言を踏まえて令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法が一部改正（令和3年4月施行）されました。市町村が包括的な支援体制を構築するための規定が充実され、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（市町村の任意事業）が創設されました。

社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）の概要

- 1 地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）
 - 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
 - 地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
 - 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
- 2 国、地方自治体の責務（第6条関係）
 - 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
 - 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 3 重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業（第106条の4関係：新設）
 - 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
 - 「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(相談支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

(参加支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(地域づくりに向けた支援)

- ・地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、介護保険法、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法等に掲げる事業を一体的に行う事業

(アウトリーチ等を通じた継続的支援)

- ・地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(多機関協働)

- ・複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(支援プランの作成)

- ・各事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 地域福祉計画の記載事項（第 107 条関係）

○市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○市町村は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

○市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

これまで、高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方を、障害者、子どもなどへの支援や、複合的な課題に広げ、多様な課題への対応ができる体制をつくるのが、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていきます。

そのため、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉や災害対策、地域づくりにおいて取り組んできた自助・共助・公助を、持続可能な地域包括ケアの仕組みに発展させる地域福祉活動の展開を目指します。

3 計画の位置付け

(1) 行政計画における地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条が定める市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、本市全体の指針となる第五次東松山市総合計画を上位計画としています。

なお、平成 29 年 4 月の改正社会福祉法では、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

そのため、本計画は各法を根拠とする保健福祉の分野別計画との整合を図りながら、包括的な支援体制の整備など、本市の福祉施策の基盤となる全体の方向性を示しています。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第 23 条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものとなっています。

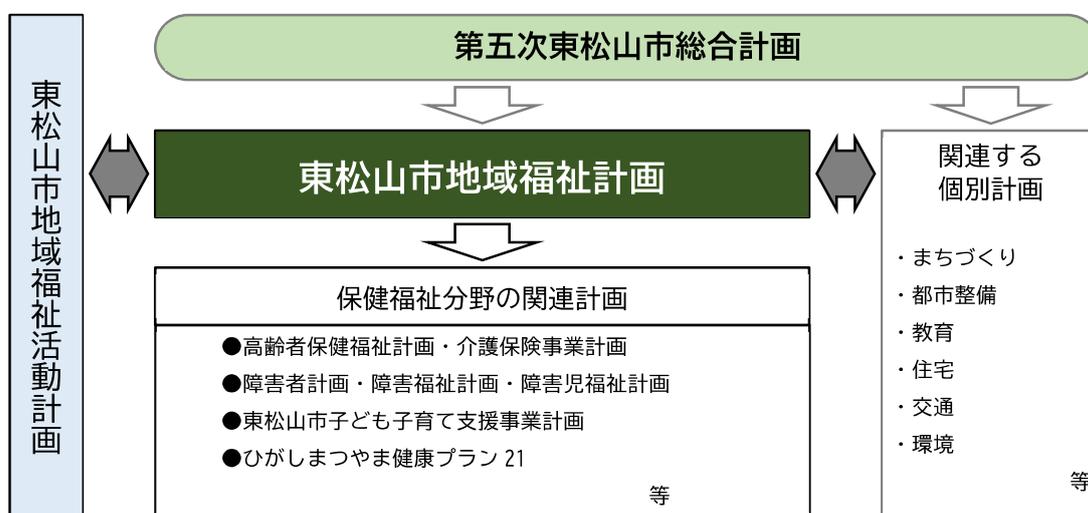
(2) 地域福祉活動計画との連携

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画です。

地域福祉の推進に当たっては、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけ、地域福祉への住民参加を促すことが期待されています。

そのため、「地域福祉活動計画」と行政計画である「地域福祉計画」は基本理念及び基本目標を共有し、地域福祉活動計画では、住民一人ひとりや地域で活動する諸団体の取組や活動について示しています。また、より地域住民のつながりや共助を強める計画とするため、市内 7 つの福祉圏域（9～10 ページ参照）ごとに地区別プランを策定しています。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は東松山市における地域福祉の推進における 2 つの大きな柱と位置付けられ、ともに連携・協働を図りながら計画を推進します。



4 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとしてします。

計画名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
東松山市総合計画	第五期（令和7年度まで）		第六期（令和17年度まで）							
東松山市地域福祉計画	第二次（令和2年度～）		第三次				第四次			
東松山市地域福祉活動計画・地区別プラン	第二次（令和2年度～）		第三次				第四次			
東松山市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第九期（令和8年度まで）		第十期（令和11年度まで）							
東松山市市民福祉プラン （障害者計画）	第三次（令和8年度まで）		第四次							
東松山市障害福祉計画	第七期（令和8年度まで）		第八期（令和11年度まで）							
東松山市障害児福祉計画	第三期（令和8年度まで）		第四期（令和11年度まで）							
東松山市子ども夢プラン （子ども・子育て支援事業計画）	第二期	第三期（令和11年度まで）						第四期		
ひがしまつやま健康プラン21 （健康推進計画）	第二期	第三期（令和12年度まで）						第四期		

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

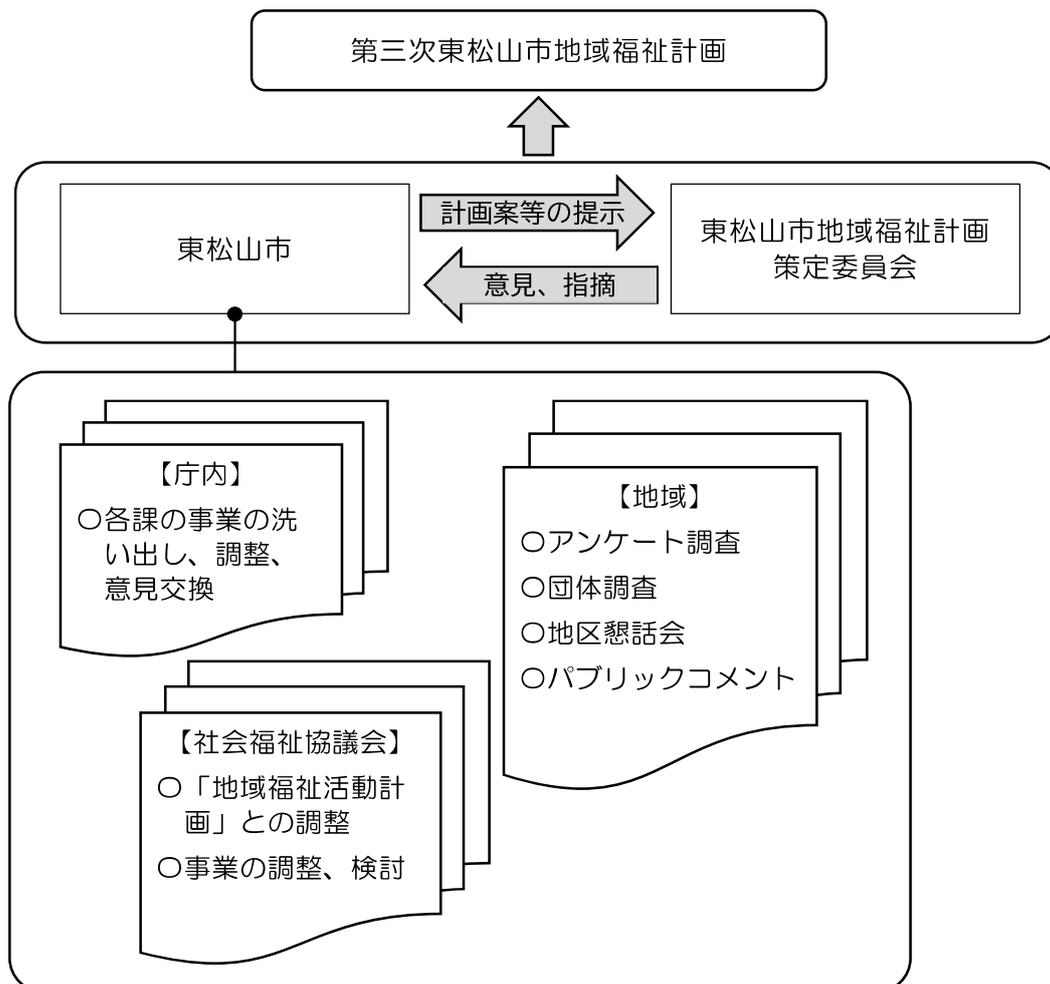
東松山市地域福祉計画の策定にあたり、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出した委員で構成する「東松山市地域福祉計画策定委員会」を設置し、基本理念、基本目標から施策について検討を重ねました。

(2) 地域福祉計画への市民意見の反映

計画の策定にあたり、本市における地域福祉の現状や課題を把握するために地域福祉に関する市民アンケート調査及び団体アンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析のうえ、計画の基本目標の基礎資料としました。続いて、7地区における地区懇話会を開催し、アンケート調査の結果、基本目標に対する意見、地域における課題等について伺いました。

また、第三次東松山市地域福祉計画の策定前に市民、関係団体等の意見を把握するため、令和6年11月●●日から12月●●日まで、パブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制

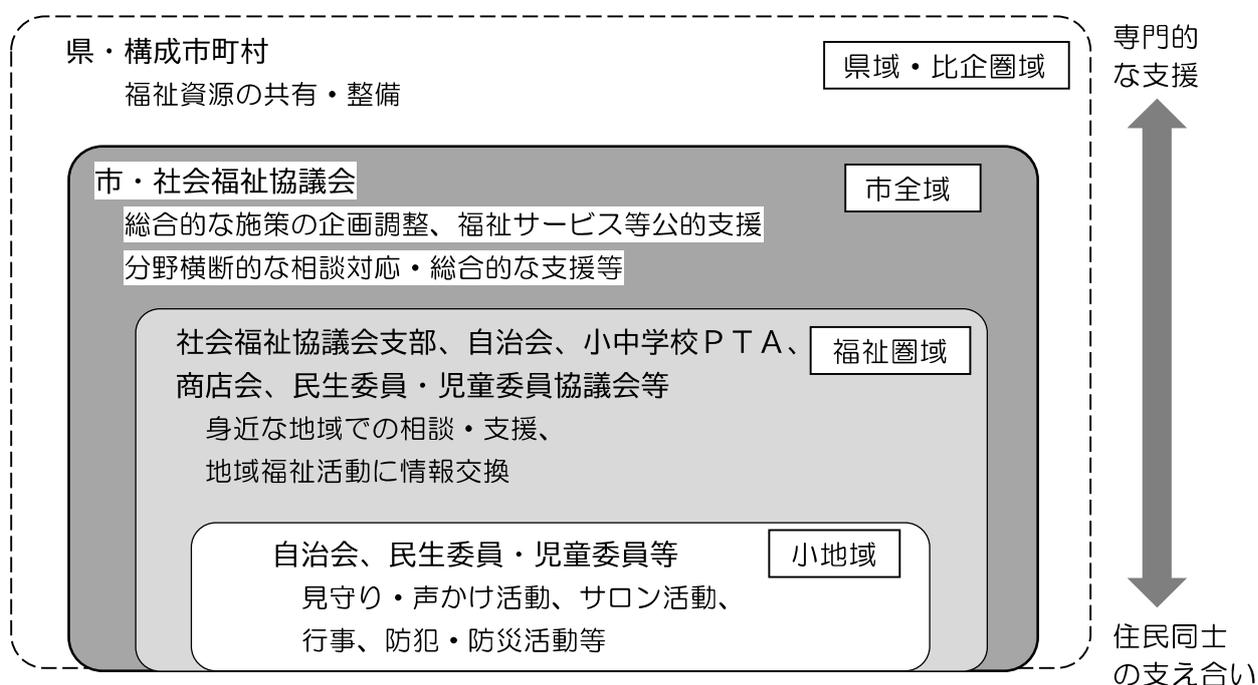


6 地域の範囲

地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制の整備が重要となります。

本計画では、市内の7地区を福祉圏域の基礎単位と位置付けており、さらに、身近な生活圏域における地域住民等の主体的な参画が進むように、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの構築など、社会福祉協議会とともに検討し、整備していくこととします。

■圏域のイメージ図



■ 7つの地区（福祉圏域）範囲図

